改め、同条第二項中「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改め、同項ただし書中「当該行政執行法人の職員をもって組織する組合」を「組合」に改め、同条第四項中「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改め、同条第六項中「第四項」を「令和十七年九月三十日までの間、第四項」に改め、同条第八項中「新国共済令」を「国共済令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

附則第四条第三項中「前条の」を「前二条の」に、「同条第一項」を「附則第三条第一項」に、「次条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定（国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第二条第一項の改正規定、同令附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」を「令和十七年九月三十日までの間」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改める部分を除く。）及び同条第八項の改正規定を除く。）は、令和九年十月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百十一号

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号、第百四十二条第一項及び附則第三十一条の三、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中ロを削り、ハをロとする。

第二十八条第一項中「及び附則第三十条の二」を「並びに附則第三十条の二及び第三十五条の四第一項」に改める。

第四十二条第一項第十一号中ロを削り、ハをロとする。

附則第四条から第十条までを次のように改める。

（特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置）

第四条　当分の間、地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用される第二条第一項第七号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。）について法第四十三条第八項及び第二十二条の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、法第三十九条第一項の規定にかかわらず、特定組合（当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。次項及び第五項において同じ。）の組合員としない。

2　前項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより特定組合に申出をした特定減額特例対象者は、特定組合の組合員とする。

3　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による組合員の資格を取得する。

4　組合員が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至つた日から、同項の規定による組合員となつたものとみなす。

5　第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、主務省令で定めるところにより特定組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。

6　特定減額特例対象組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実が生じた日に更に組合員の資格を取得したときは、その日）から、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　特定減額特例対象者でなくなつたとき。

三　死亡したとき、又は退職したとき。

7　特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第四条第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。

8　特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第四十条第一項、第二項及び第四項、第四十三条第七項及び第八項並びに第四十八条第二項の規定その他主務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。